

## 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

### 【主な改正内容】

- 1 令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえて、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めることとし、所要の文言を追加・修正する。
  - (1) 業務継続計画の策定に際し、地域の実態に応じて項目を設定すること並びに感染症及び災害の業務継続計画の一体的策定が可能である旨の明記《指針9(5)ア》
  - (2) 業務継続計画の策定、研修及び訓練における他の設置者との連携に関する規定を追加《指針9(5)イ》
  - (3) 協力医療機関に関する要件の追加《指針9(10)ア》
  - (4) 第二種指定医療機関との間での新興感染症発生時の対応の取り決めに関する規定を追加《指針9(10)イ及びウ》
  - (5) 退院後の入居者の速やかな再入居に関する規定を追加《指針9(10)エ》
  - (6) 虐待防止措置の担当者に関する要件等を明記《指針10(4)オ》
  - (7) 身体的拘束等を行う場合の緊急やむを得ない理由の記録及び手続等についての規定を追加《指針10(6)》
- 2 平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととするよう規定を追加する。《指針7(3)》
- 3 一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加する。《指針13(6)》
- 4 その他、国が定める有料老人ホーム標準指導指針等を踏まえ、所要の文言を整理・修正。